

## 第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 科学的な福祉の研究

#### (4) 研究と実践の連動

再現性のある当事者目線に立った支援を確立するため、現場意見を研究テーマに反映する仕組みや組織体制の確立とともに、研究成果の普及なども含めて評価する仕組みを導入する。

### 2 当事者目線による地域生活支援の実践

#### (1) 豊かな暮らしづくりの実践

- ・ アクションプランを継承し、利用者への共感に基づきチームによる利用者支援に取り組む。
- ・ 障害者の役割をつくるため、地域の事業所等と共同で、地域における日中活動に取り組む。
- ・ 医療・健康管理問題改革委員会の提言に基づく健康管理を実践するとともに、地域の障害者の診療体制の充実などに取り組む。
- ・ 地域における暮らしをつくるため、職住分離を基本とする生活を構築するとともに、グループホームの運営・検証、意思決定支援や地域生活体験等を通じて地域生活移行などに取り組む。

#### (2) 地域とのつながりをつくる連携の実践

住民、企業、自治体や民間事業所等とともに障害者の役割をつくり、広げていくための連携に取り組む。

#### (3) 望みに寄り添う相談支援の実践

障害者の地域生活を支援するため、困り事の相談を含む相談支援を実施する。

### 3 当事者目線の支援を実践する人材の育成

#### (1) 法人職員の人材育成

法人職員に法人の理念や目的、アクションプランの意義等を浸透させる研修やその実践等を通じて、法人職員の人材育成に取り組む。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 運営体制の確保

- ・ 県から法人へ運営主体が変わることを踏まえて、中井やまゆり園利用者や家族等に寄り添い、県との間で丁寧に業務を引き継ぐことのできる体制を構築する。
- ・ 法人の自主性及び実行性を高めるため、法人が直接雇用する職員の計画的な確保を進める。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 自己収入の確保

障害福祉サービス等報酬の改定に迅速かつ適切に対応し、新たに加算を獲得するなど、自己収入の確保に努める。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告

- ・ 障害当事者や学識者等で構成する第三者機関や家族会を設置し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その意見を反映していく。
- ・ 県との間で明確な公表・報告基準を作成し、当該基準に基づき適時適切に公表・報告を行う。